

公共交通事業者等燃油高騰対策一時支援金交付事業（タクシー）の概要

1 申請・問い合わせ先

※事務所移転の都合により、申請・お問い合わせは7月25日から受付開始します。

一般社団法人兵庫県タクシー協会

ホームページ：<http://www.hyotokyo.or.jp/>

〒651-0084 兵庫県神戸市中央区磯辺通2丁目2番10号

ワンノットトレーズ 神戸ビル 9階

T E L : 078-862-9292

2 対象事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者で、県内に営業所を有し、令和4年5月末時点において事業を営んでおり、かつ令和5年3月末まで事業を継続する意思があるもの。（令和4年6月以降に事業を継承し、かつ令和5年3月末まで事業を継続する意思があるものを含む。）

ただし、福祉輸送事業限定等特定の用途に限って営業するものを除く。

2 一時支援金の額

補助金の額は、以下の算式による。

【算式】 車両数〔ア〕×4,000円

〔ア〕 車両数

令和4年5月31日時点において県内の営業所に配置されている車両数を上限とする。ただし、以下の車両は除く。

- ・福祉輸送など用途を限定して使用する車両
- ・未車検等休車扱いとしている車両

（新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検の特例（休車特例）を受けた車両を含む）